

另紙 1

保険医療機関及び保険医療養担当規則の改正案

現 行	改 正 案
<p>(使用医薬品及び歯科材料)</p> <p>第十九条 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。</p>	<p>(使用医薬品及び歯科材料)</p> <p>第十九条 保険医は、厚生労働大臣の定める医薬品以外の薬物を患者に施用し、又は処方してはならない。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第七項に規定する治験（以下「治験」という。）に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合その他の厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。</p>
<p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p>	<p>(診療の具体的方針)</p> <p>第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、前十二条の規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。</p>
<p>二 投薬</p> <p>ホ <u>投薬量は、予見することができる必要期間に従い、おおむね、次の基準による。</u></p> <p>(1) <u>内服薬及び外用薬は、一回十四日分を限度として投与する。</u></p> <p>(2) <u>(1)にかかわらず、次に掲げる場合には、それぞれの定めるところによる。</u></p> <p>(-) <u>長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、一回三十日分を限度として投与する。</u></p>	<p>二 投薬</p> <p>ホ <u>投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならぬこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。</u></p>

(二) 厚生労働大臣の定める内服薬は、厚生労働大臣の定める疾患に罹患している者に対し、症状の経過に応じて、当該厚生労働大臣の定める内服薬ごとに一回三十日分又は九十日分を限度として投与する。

(三) 厚生労働大臣の定める外用薬は、厚生労働大臣の定める疾患に罹患している者に対し、症状の経過に応じて、当該厚生労働大臣の定める外用薬ごとに一回三十日分を限度として投与する。

へ 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り、症状の経過に応じて一回三十日分を限度として投与する。

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

二 投薬

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従い、おおむね、次の基準による。

(1) 内服薬及び外用薬は、一回十四日分を限度として投与する。

(2) (1)にかかわらず、長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められるときは、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、一回三十日分を限度として投与する。

へ 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならず、厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

二 投薬

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならない。